

平成30年度  
教育行政方針

平成30年3月  
松原市教育委員会

## ■はじめに

本市では平成28年度から7年間を計画期間とし、「未来を拓く自立心を育む人づくり」を基本理念に掲げた「松原市教育振興基本計画」を策定し、各施策、事業などを総合的かつ計画的に推進しているところです。

今回、前期計画期間が平成30年度末で終了するにあたり、就学前・学校教育、また社会教育を通じて、次世代の人材育成をさらに進めていくため、平成31年度からの4年間を計画期間とする後期計画を今年度策定します。

なお、策定に際しては、前期計画の評価と検証を行い、市民ニーズなどを把握した上で、松原市第5次総合計画、国・府の教育振興基本計画、社会・経済情勢などの変化を踏まえ、策定していきます。

また、教育委員会の附属機関として、「これからの学校教育基本構想検討委員会」の設置に向けた取組みを進めます。

本市では、中学校区における校種間連携や地域教育協議会の取組みなど、中学校区での教育活動が定着しつつあることを踏まえ、小中一貫教育及びコミュニティ・スクールに関わる地域コミュニティの役割や今後の教育環境などの調査を行い、魅力ある学校環境の整備に努めていきます。

平成30年度の教育行政を推進するにあたり、次の5項目を新規の取組みとして進めます。

- ◎ 平成28年度から7年間を計画期間として策定した「松原市教育振興基本計画」の前期計画期間が平成30年度末で終了するため、平成31年度からの4年間を計画期間とする後期計画を今年度策定します。
- ◎ 小中一貫教育及びコミュニティ・スクールに関わる、地域コミュニティの役割や今後の教育環境などの調査を行い、魅力ある学校環境の整備につなげていくため、教育委員会の附属機関として、「これからの学校教育基本構想検討委員会」の設置に向けた取組みを進めます。
- ◎ 平成32年度からの次期学習指導要領実施に向け、平成30年度からは、小学校で「特別の教科 道徳」に加え、小学校3・4年生で年間15時間の「外国語活動」、5・6年生で50時間の外国語（英語）科を実施します。
- ◎ すべての教職員が心身とも健康で、かつ児童・生徒と向き合う時間を確保し、校務負担軽減と多忙化解消を推進するため、平成29年12月に策定された「松原市立小中学校における業務改善計画」を実施し、「働き方改革」に努めます。
- ◎ 全ての市民が、心豊かで、健康で明るく生きがいのある充実した生活を送るため、「生涯を通じた学びを支援する環境づくり」となる新図書館の建設に向けた取組みを進めます。

また、次の5項目を拡充して取り組みます。

- ◎ 4月から新たに天美公民館と三宅公民館でげんき塾を開校します。
- ◎ 台北市教育局と教育交流協定を締結し、より幅広い交流を通して、これからの松原市を担う国際感覚豊かな人材の育成を目指します。
- ◎ すべての校区でセーフスクール認証取得に向けての取組みに着手し、安心・安全な学校づくりを一層推進します。
- ◎ タブレットパソコンの配備により、1クラス全員でのタブレットパソコンを用いた授業も可能となり、これまで以上にタブレットパソコンを活用した児童・生徒の主体的・対話的で深い学びを目指した授業を行っていきます。
- ◎ 「ともに学び、ともに育つ」という視点に立ち、教育支援員を増員するなど、学校生活における支援が必要な児童・生徒に、発達に応じた適切な支援を充実させます。

## ■松原市教育振興基本計画（前期計画）に基づく取組み

### 【未来を拓く人づくり～子どもの教育～】

#### 目指す子ども像

- ☆ 自分から挨拶できる等、豊かな人間関係をつくれる子ども
- ☆ 運動や学習、何事にも意欲的に取り組む子ども
- ☆ 自分と家族、他者（ひと）を大切にできる、思いやりのある子ども
- ☆ 将来への夢を持ち、地道に努力を重ねる子ども
- ☆ 故郷まつばらを誇れる子ども

## 1. 「確かな学力」の向上と「生きる力」の育み

### （1）学力向上の取組みの推進

学力向上の取組みを組織的に推進・検証し、研究するため、年度当初に各学校が具体的な目標を設定した学力向上アクションプランを策定し、学校全体及び教育委員会で共有し、組織的・計画的に学力向上に取り組めます。

また、新学習指導要領の理念を踏まえ、地域や学校、児童・生徒の実態などを考慮し、学校の教育目標を設定し、地域社会と共有・連携しながら、「社会に開かれた教育課程」の実現に努めます。

教育用ICTについては、全普通教室、特別教室で使用可能な無線LANと1つのクラスで一人1台のタブレットパソコンを用いた授業も可能となり、これまで以上にタブレットパソコンを活用した児童・生徒の「主体的・対話的で深い学びの具現化」を目指した授業を行います。

英語教育の取組みでは、新学習指導要領の先行実施として、平成30年度より全ての小学校で、3・4年生での外国語活動及び5・6年生での外国語科の一部を実施します。聞く、話す、読む、書く力を育てる英語教育の推進にむけて、ALT（外国語指導助手）や英語指導協力員の活用などをさらに充実させます。

また、小学1年生から4年生ではフォニックス教材「DREAM」を活用したモジュール学習を引き続き行います。中学校では、2年生全員に英語検定試験の受験を引

き続き実施し、この検定の合格を目標に、英語を用いて積極的にコミュニケーションできる生徒の育成に努めます。

子どもたちの学習習慣の確立や居場所づくりの取組みとして、平成28年度より新町公民館と松原南コミュニティセンターにおいて、土曜日の午後と夏季休業中に「げんき塾」を開校し、平成29年12月までに延べ1400人を超える児童・生徒が参加し、自学自習を行っています。

平成30年度は、新たに4月より天美公民館と三宅公民館でも開校し、合計4ヶ所のげんき塾で、児童・生徒の自学自習力を育成していきます。

## (2) 豊かでたくましい人間性の育み

道徳教育については、今年度、小学校では授業（「特別の教科 道徳」）が、中学校では教科書選定が実施されます。指導に当たっては、児童・生徒の心に響く教材の活用や指導方法の工夫、評価の在り方などにも積極的に取り組み、豊かな人間性の育成に努めます。

いじめの対応については、学校・教育委員会が一丸となり、「いじめは絶対に許されない」という強い姿勢で臨むとともに、「松原市いじめ防止基本方針」や各校の「学校のいじめ防止基本方針」に則り、いじめられた児童・生徒の立場に立ち、その背景や集団の関係にも十分に配慮しながら、いじめの未然防止と初期対応の充実に努めます。また、「松原市いじめ問題対策連絡協議会」などの設置及び運営を行い、関係機関の連携のもと、いじめに関する対応力の向上を図っています。

教育相談・支援体制充実の取組みでは、虐待や不登校などに関する案件は、近年、件数の増加と原因の多様化が見られます。このため、スクールソーシャルワーカーを市単独で2名に増員し、市関係部署・関係機関との連携のコーディネートにより、虐待や不登校などの未然防止や早期発見・解決に努めます。

就学援助については、経済的理由によって学校へ就学することが困難な家庭の児童・生徒に、学用品費など就学に係る経費の補助を行っており、平成30年度からは、支給時期を早め、5月に行います。また、特別事情による認定も引き続き実施し、きめ細かな対応により、必要な家庭に就学援助費を補助します。

学校クラブの活性化の取組みでは、これまで運動部を中心にプロ野球選手によるベースボールクリニックや、大学生によるサッカー部やバスケットボール部の指導

などを行い、技術の向上並びにモチベーションの向上を図ってきましたが、運動部に加えて文化部の活性化も視野に入れ、実施していきます。

なお、平成30年度につきましては、専門家を招いた演奏指導や模範演奏などによる吹奏楽部の活性化を図ります。

これからも、プロや専門家の高い技術や志に触れることで将来への期待を膨らませ、夢の実現に向けて努力することの大切さを学ぶ機会を提供していきます。

支援教育推進の取り組みでは、「ともに学び、ともに育つ」という視点に立ち、学校生活における支援が必要な児童・生徒に、発達に応じた適切な支援を行うため、教育支援員、介助員、医療的ケア看護師を配置し、支援教育の充実を図ります。

また、就学前より医師・臨床心理士など専門家による就学相談を実施し、一人ひとりの教育的ニーズや本人・保護者の意向に基づき、適切な就学を確保し、支援教育の推進を図ります。さらに、支援学級などに在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、支援教育就学奨励事業により、学用品費など就学にかかる経費の補助を行います。

国際理解教育の取り組みでは、平成30年度も、友好交流協定を締結している台湾台北市文山区の学校などに市内中学生を派遣し、ホームステイや異文化交流などを体験させるとともに、台北市教育局と教育交流協定を締結し、より幅広い交流を通して、これからの松原市を担う国際感覚豊かな人材の育成を目指します。

幼児教育の充実については、幼児がさまざまな人や物との関わりをとおして多様な体験を行い、幼稚園・保育所の連携をはじめつつ、小学校教育に繋がる幼児教育を目指します。また、幼保連携型認定こども園の開設に向けて、分科会を作り保育内容などの検討を行います。さらに、幼稚園と保育所の職員交流や研修への相互参加を行い、資質の向上に取り組めます。

## **2. 安心・安全で魅力ある学校園づくりの推進**

---

### **(1) 安心・安全な学校園づくり**

子どもたちにとって、より安全で快適な学習環境の整備やインターナショナルセーフスクールの認証拡大を目指すなど、安心・安全な学校園づくりの取り組みを推進します。

セーフスクールは「体および心のけがや、その原因となる事故、いじめ、暴力を予防

することによって、安全で健やかな学校づくりを進める」ための取組みで、平成29年度、松原第三中学校区の3小・中学校において国際認証を取得し、新たに松原第四中学校区・松原第七中学校区の6小・中学校が認証取得に向けた取組みに着手をしました。平成30年度は、すべての中学校区で認証取得に向けて着手をし、安心・安全な学校づくりを一層推進します。

登下校時の通学路については、警察など、関係機関と連携し、危険箇所における安全対策など、一層の安全確保に努めます。また、保護者や「子どもの安全見守り隊」などの学校園支援ボランティア、地域の関係団体などの協力を得て、登下校時における校区巡視を実施するとともに、「子ども110番の家」の取組みを推進します。

安心・安全な学校づくりの推進のため、小学校内への不審者の侵入対策として、平成16年度より府下でもいち早く取組んできました「市立小学校セフティスクールサポート事業」を引き続き実施します。

また、児童が登下校時に校門を通過したことを保護者に知らせる、ICタグを活用した登下校メール配信システムの導入について、支援を行います。

学習環境・施設改善の取組みとして、松原東小学校大規模改修工事で外壁や内装、屋上防水などの改修を行い、学習環境の整備を進めます。また、各小中学校トイレ改修工事にて、トイレ環境の改善を年次的に進めます。松原第七中学校については、公共下水道供用開始に伴い、公共下水道接続工事を行うとともに、その中で災害対策用マンホールトイレを設置することにより、地域の避難所として、防災機能強化を図ります。

学校給食については、栄養バランスに配慮した様々なメニューの充実を図りながら、安心・安全でおいしい給食を生きた教材として、安定的に提供します。

## (2) 学校園運営体制の充実と教職員の資質向上

主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進や新しい時代に求められる資質・能力の育成に向け、すべての教職員が新学習指導要領の趣旨や内容について十分理解を深め、確実に実施するよう努めます。また、教職員の指導力・対応力・処理力などの資質向上により、学校園の組織力の向上に取り組みます。

教職員が教育活動に専念し、子どもに向き合う時間の確保や健康管理の面から、新たに導入された「校務支援システム」を活用するとともに、学校閉庁日などを設定し、多忙化する教職員の校務負担の軽減を図り、学校における「働き方改革」に努めます。

また、教育公務員として服務規律の徹底と個々の規範意識の高揚に努めるとともに、全教職員が意欲を持ち、風通しがよく活気に満ちた学校運営を心掛けます。

### **3. 子どもたちを健全に育てる地域コミュニティの形成**

---

#### **(1) 地域の総合的な教育力の向上を目指した事業の推進**

本市では、各中学校区で組織されている地域教育協議会が中心となり、校区フェスタ事業をはじめ、さまざまな活動をとおして、教育や子育てに関する課題の共有や地域の子どもたちと大人の交流の深化など、教育コミュニティづくりの推進を図っています。

今後も、学校園などと地域住民との協働の取組みにより、地域の活性化やネットワーク化を進め、地域社会の中で子どもを育て、虐待などを見逃さない地域コミュニティの充実を図ります。

#### **(2) 青少年の健全育成の推進**

子どもや青少年の健全育成のため、家庭や地域においてのびのびと健康で安心して活動できるよう、関係団体などに働きかけ、地域が一体となって行うボランティア活動や文化・スポーツ活動などを積極的に支援します。

### **【自立心を育む人づくり～社会教育～】**

#### **目指す市民像**

- ☆ 心豊かで、健康で明るく生きがいをもつ人
- ☆ 生涯にわたり、自ら学ぶ人
- ☆ 自立心を持ち、まちづくりを考える人
- ☆ 故郷まつばらを愛する人

### **1. 協働によるまちづくりの推進**

---

#### **(1) 市民協働のしくみづくり**

市民と行政による協働のまちづくりを進めることで、学校園を核とした地域人材の活用による地域コミュニティを形成し、協働体制を担う人材育成に取り組みます。



## **2. 「生涯を通じた学びやスポーツを支援する環境づくり」**

---

### **(1) 生涯学習の充実と「智の拠点」づくり**

生涯学習社会の実現を図るため、地域社会の力を最大限に生かし、行政・各種団体・学校園・地域など多様な主体と連携・協働して生涯学習環境を整備し、主体的な学びの支援に努めます。

「集い・学ぶ・結ぶ」機能を持つ地域づくりの拠点である公民館では、各種講座をとおして、市民交流や自主的な学習活動の支援の場として、コミュニティづくりを進めます。

図書館では、全ての市民が、心豊かで、健康で明るく生きがいのある充実した生活を送るため、「ひと・まち・まつばらを育む拠点づくり」となる新図書館の建設に向けた取組みを進めます。

新図書館につきましては、閲覧スペースの拡充や自習室の設置、子どもたちが自由に本と親しむことができるスペースの設置など読書環境の充実を図り、子どもから元希者まで全ての市民が何度も足を運びたくなる、「わくわく」感あふれる本との出会いを楽しめる図書館を目指します。

また、本に親しみ、読書の楽しさを実感してもらえるよう、学校との連携を推進します。

### **(2) 市民スポーツ文化の醸成**

スポーツについては、市民スポーツ教室や市民大会の開催など、子どもから元希者まで誰もが気軽にスポーツができる機会の提供を支援していきます。

## **3. 文化財の保護と活用をとおして、郷土への愛着と理解を深める**

---

### **(1) 歴史文化の振興**

文化財は、地域の歴史や文化を知ることができる貴重な財産として、先人より継承してきました。郷土の宝である文化財を守り次世代へ引き継ぐため、市内の文化財調査を継続して進め、重要な文化財は市指定文化財として保存を図ります。

また、国登録有形文化財の古民家について、所有者の協力を得て見学会などを進めます。

本市には、数多くの埋蔵文化財包蔵地が所在しています。新堂遺跡では、大規模開発

に伴う発掘調査を予定しており、調査成果をもとに当時の暮らしについて学ぶ機会の提供に取り組んでいきます。

また、平成29年に日本遺産に認定された日本最古の官道「竹内街道」について、出前授業や展示を通じて、より一層の周知に努めます。